

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○土地改良区の役員の退任の届出……………	(農業支援課)	13
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………	(農業支援課)	13
○土地改良区連合の役員の退任の届出……………	(農業支援課)	13
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課)	13
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………	(治山課)	14
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	14
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課)	14
○土地収用法による事業の認定……………	(建設部総務課)	14
○道路の供用の開始……………	(道路課)	15
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………	(河川課)	15
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………	(出納局総務課)	15

支 庁 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	15
------------------------	----

道教育庁実習船管理局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……………	16
----------------------	----

道立教育研究所告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	17
○特定調達契約に係る入札の公告……………	18

道人事委員会規則

○北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則……………	19
--------------------------------------	----

道人事委員会訓令

○北海道人事委員会事務決裁規程……………	23
----------------------	----

告 示

北海道告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、当麻土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成20年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成20.2.20	監 事	稲 田 和 夫	上川郡当麻町中央4区

北海道告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、多度志土地改良区の行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成20年3月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成20年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第145号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、大雪土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成20年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成20.2.20	監 事	稲 田 和 夫	上川郡当麻町中央4区

北海道告示第146号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成20年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 紋別郡雄武町字北幌内827の31・827の34・841の7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、71の1、827の29
- 指 定 の 目 的 風害の防備
- 指 定 施 業 要 件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁産業振興部林務課及び雄武町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第147号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 河西郡更別村字更別581の2
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため

北海道告示第148号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 沙流郡平取町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 野付郡別海町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第149号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成20年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 網走郡津別町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
津別町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第150号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を清水町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成20年北海道告示第120号のとおりである。

平成20年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

上川郡清水町字熊牛11の603所在の森林について所有権を有する 上 山 典 克

北海道告示第151号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成20年3月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起 業 者 の 名 称 帯広市
- 2 事 業 の 種 類 栄福祉センター移転改築事業
- 3 起 業 地
 - (1) 収 用 の 部 分 帯広市西17条北1丁目地内

(2) 使 用 の 部 分 なし 4 事業の認定をした理由 次のとおり（「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課及び帯広市に備え置いて、一般の縦覧に供する。） 5 起業地を表示する図面 帯広市役所の縦覧場所	(右岸) 日高郡新ひだか町東静内616番1地先から12番1地先まで、176番2地先から176番1地先まで、280番3地先から284番3地先まで、283番2地先から283番3地先まで、284番3地先から285番1地先まで、285番1地先 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 26,634.14㎡																																	
北海道告示第152号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成20年3月11日 <table><tr><td colspan="3">北海道知事 高 橋 はるみ</td></tr><tr><td>路 線 名</td><td>供 用 開 始 の 区 間</td><td>供用開始の期日</td></tr><tr><td>道道 帯 広 新 得 線</td><td>河東郡音更町字然別北5線西38番11地先から河東郡音更町字然別北5線西38番5地先まで</td><td>平成20. 3.11</td></tr><tr><td>道道 士 幌 上 士 幌 線</td><td>河東郡士幌町字士幌西2線211番1地先から河東郡士幌町字士幌西2線215番1地先まで</td><td>同</td></tr><tr><td>道道 中 美 生 芽 室 線</td><td>河西郡芽室町美生2線34番10地先から河西郡芽室町美生2線30番3地先まで</td><td>同</td></tr><tr><td>道道 士 別 然 別 湖 線</td><td>河東郡士幌町字上音更西6線179番1地先から河東郡士幌町字上音更西6線179番1地先まで</td><td>同</td></tr><tr><td>道道 下居辺高島停車場線</td><td>河東郡士幌町字下居辺基線89番3地先から河東郡士幌町字下居辺南2線86番1地先まで</td><td>同</td></tr></table>	北海道知事 高 橋 はるみ			路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	道道 帯 広 新 得 線	河東郡音更町字然別北5線西38番11地先から河東郡音更町字然別北5線西38番5地先まで	平成20. 3.11	道道 士 幌 上 士 幌 線	河東郡士幌町字士幌西2線211番1地先から河東郡士幌町字士幌西2線215番1地先まで	同	道道 中 美 生 芽 室 線	河西郡芽室町美生2線34番10地先から河西郡芽室町美生2線30番3地先まで	同	道道 士 別 然 別 湖 線	河東郡士幌町字上音更西6線179番1地先から河東郡士幌町字上音更西6線179番1地先まで	同	道道 下居辺高島停車場線	河東郡士幌町字下居辺基線89番3地先から河東郡士幌町字下居辺南2線86番1地先まで	同	北海道告示第154号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。 平成20年3月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項杏形漁業協同組合、仙法志漁業協同組合及び鬼脇漁業協同組合の事項を削り、同項鰯泊漁業協同組合の事項を次のように改める。 <table><tr><td>利尻漁業協同組合</td><td>平成20. 1. 4</td><td>利尻漁業協同組合</td></tr><tr><td></td><td></td><td>同 杏形支所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>同 仙法志支所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>同 鬼脇支所</td></tr></table>	利尻漁業協同組合	平成20. 1. 4	利尻漁業協同組合			同 杏形支所			同 仙法志支所			同 鬼脇支所
北海道知事 高 橋 はるみ																																		
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日																																
道道 帯 広 新 得 線	河東郡音更町字然別北5線西38番11地先から河東郡音更町字然別北5線西38番5地先まで	平成20. 3.11																																
道道 士 幌 上 士 幌 線	河東郡士幌町字士幌西2線211番1地先から河東郡士幌町字士幌西2線215番1地先まで	同																																
道道 中 美 生 芽 室 線	河西郡芽室町美生2線34番10地先から河西郡芽室町美生2線30番3地先まで	同																																
道道 士 別 然 別 湖 線	河東郡士幌町字上音更西6線179番1地先から河東郡士幌町字上音更西6線179番1地先まで	同																																
道道 下居辺高島停車場線	河東郡士幌町字下居辺基線89番3地先から河東郡士幌町字下居辺南2線86番1地先まで	同																																
利尻漁業協同組合	平成20. 1. 4	利尻漁業協同組合																																
		同 杏形支所																																
		同 仙法志支所																																
		同 鬼脇支所																																
支 庁 告 示																																		
北海道胆振支庁告示第46号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成20年3月11日 北海道胆振支庁長 大 杉 定 通 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 複写機等の賃貸借契約その1 <table><tr><td>デジタルカラー複写機等の賃貸借</td><td>1台</td><td>1月当たりの単価及び1枚当たりの単価</td></tr></table> (2) 複写機等の賃貸借契約その2 <table><tr><td>デジタルカラー複写機等の賃貸借</td><td>1台</td><td>1月当たりの単価及び1枚当たりの単価</td></tr></table> (3) 複写機等の賃貸借契約その3 <table><tr><td>大判デジタル複写機等の賃貸借</td><td>1台</td><td>1月当たりの単価及び1カウント当たりの単価</td></tr></table> (4) 複写機等の賃貸借契約その4 <table><tr><td>デジタル複写機等の賃貸借</td><td>2台</td><td>1月当たりの単価及び1枚当たりの単価</td></tr></table> (5) 複写機等の賃貸借契約その5 <table><tr><td>大判デジタル複写機等の賃貸借</td><td>1台</td><td>1月当たりの単価及び1カウント当たりの単価</td></tr></table>		デジタルカラー複写機等の賃貸借	1台	1月当たりの単価及び1枚当たりの単価	デジタルカラー複写機等の賃貸借	1台	1月当たりの単価及び1枚当たりの単価	大判デジタル複写機等の賃貸借	1台	1月当たりの単価及び1カウント当たりの単価	デジタル複写機等の賃貸借	2台	1月当たりの単価及び1枚当たりの単価	大判デジタル複写機等の賃貸借	1台	1月当たりの単価及び1カウント当たりの単価																		
デジタルカラー複写機等の賃貸借	1台	1月当たりの単価及び1枚当たりの単価																																
デジタルカラー複写機等の賃貸借	1台	1月当たりの単価及び1枚当たりの単価																																
大判デジタル複写機等の賃貸借	1台	1月当たりの単価及び1カウント当たりの単価																																
デジタル複写機等の賃貸借	2台	1月当たりの単価及び1枚当たりの単価																																
大判デジタル複写機等の賃貸借	1台	1月当たりの単価及び1カウント当たりの単価																																

(左岸) 日高郡新ひだか町東静内76番2地先から76番3地先まで、617番2地先から32番1地先まで、31番1地先から328番1地先まで、434番1地先から441番7地先まで、441番2地先から442番3地先まで、472番地先から460番1地先まで	
---	--

価

(6) 複写機等の賃貸借契約その6

デジタルカラー複写機等の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

2 落札を決定した日

平成20年2月28日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 複写機等の賃貸借契約その1

ア 氏 名 サニー事務器 株式会社

イ 住 所 苫小牧市北光町4丁目3番8号

(2) 複写機等の賃貸借契約その2

ア 氏 名 オフィスマシン販売 株式会社

イ 住 所 室蘭市東町5丁目2番1号

(3) 複写機等の賃貸借契約その3

ア 氏 名 株式会社 平林紙店

イ 住 所 室蘭市中央町2丁目8番9号

(4) 複写機等の賃貸借契約その4

ア 氏 名 株式会社 平林紙店

イ 住 所 室蘭市中央町2丁目8番9号

(5) 複写機等の賃貸借契約その5

ア 氏 名 東洋事務機 株式会社

イ 住 所 室蘭市高砂町1丁目2番23号

(6) 複写機等の賃貸借契約その6

ア 氏 名 株式会社 なかむら

イ 住 所 日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番1号

4 落札金額

(1) 複写機等の賃貸借契約その1

基本料金 1月当たり 18,500円

複写料金 フルカラー 1,000枚まで 1枚当たり 24.00円

1,001枚以上 1枚当たり 21.00円

モノクロ 1枚当たり 5.80円

(2) 複写機等の賃貸借契約その2

基本料金 1月当たり 18,700円

複写料金 フルカラー 1,000枚まで 1枚当たり 25.00円

1,001枚以上3,000枚まで 1枚当たり 22.00円

3,001枚以上 1枚当たり 20.00円

モノクロ 1枚当たり 6.00円

(3) 複写機等の賃貸借契約その3

基本料金 1月当たり 20,000円

複写料金 1,000カウントまで 1カウント当たり 8.00円

1,001カウント以上 1カウント当たり 6.20円

(4) 複写機等の賃貸借契約その4

基本料金 1月当たり 52,000円

複写料金 5,000枚まで 1枚当たり 4.80円

5,001枚以上 1枚当たり 4.40円

(5) 複写機等の賃貸借契約その5

基本料金 1月当たり 20,000円

複写料金 1,000カウントまで 1カウント当たり 8.00円

1,001カウント以上 1カウント当たり 6.40円

(6) 複写機等の賃貸借契約その6

基本料金 1月当たり 18,700円

複写料金 フルカラー 1,000枚まで 1枚当たり 25.00円

1,001枚以上 1枚当たり 22.00円

モノクロ 1枚当たり 6.00円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年1月18日付け北海道胆振支庁告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

(2) 所在地 室蘭市幸町9番11号

道教育庁実習船管理局告示

北海道教育庁実習船管理局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年3月11日

北海道教育庁実習船管理局長 山 谷 信 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（１リットル当たりの単価）及び数量（調達予定数量） 船舶用燃料 Ａ重油（ＪＩＳ １種２号） 975,000 ℓ (2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ。 (3) 契 約 期 間 平成20年４月22日から平成21年３月31日まで (4) 納 入 場 所 北海道教育庁実習船若竹丸及び北鳳丸 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第１項の規定による石油販売業の届出をしていること。 (4) 給油船による給油が可能であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成20年３月11日（火）から３月28日（金）まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041－8552 函館市美原４丁目６番16号 北海道教育庁実習船管理局 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁実習船管理局 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 函館市美原４丁目６番16号 渡島合同庁舎 ４階 北海道教育庁実習船管理局研修室兼船員室（送付による場合は、郵便番号 041－8552 函館市美原４丁目６番16号 北海道教育庁実習船管理局） (2) 入 札 日 時 平成20年４月21日（月）午前10時（送付による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。	6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 ４に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：jisshusen.12@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の２の(2)のオ及び３の(1)による。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局 (2) 所 在 地 郵便番号 041－8552 函館市美原４丁目６番16号 電話番号 0138－47－9592 10 Summary A. Nature and quantity of the services to be procured, Fuel for marine engine a. Nature : a unit price per liter Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) b. Quantity : Approximately 975,000 liters B. Bid tendering date and time : 10:00 A. M., April 21, 2008 (If mailed, bids must arrive no later than 10:00 A. M., April 21, 2008.) C. Contact point for notice : Management Division, Management Bureau for Training Ships, Hokkaido Office of Education, 16-go, 6-ban, 4-chome, Mihara, Hakodate, Hokkaido, 041-8552 Japan. Phone : 0138-47-9592
道 立 教 育 研 究 所 告 示	
北海道立教育研究所告示第８号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成20年３月11日 北海道立教育研究所長 西 村 守	

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成20年度において北海道立教育研究所が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成20年3月11日に一般競争入札の公告を行う北海道教育情報通信ネットワークシステムATM保守業務委託契約

(2) 資 格 北海道教育情報通信ネットワークシステムATM保守業務委託の資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 北海道教育情報通信ネットワークシステムATM保守業務委託

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)及び(6)によるほか、次による。

- (1) 平成20年3月11日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (2) 資本金の額が1,000万円以上であること。
- (3) 過去2年間に於いて、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする業務委託契約又は同等規模のシステムの運用実績を数回以上締結し、かつ、誠実に履行した者又は誠実に履行している者であること。
- (4) 当該調達をする特定役務に関し、障害発生時等に速やかに対応がとれる者であること。
- (5) 当該調達をする特定役務に関し、保守仕様書に記載のとおり委託業務を履行することを確約した者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）については、当該組合又はその連合会が次のいずれかに該当するときは、2の(1)に掲げる営業年数等の要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成20年3月11日（火）から3月21日（金）までの間にしなければならない（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わな

なければならない。

ア 提出先の名称 北海道立教育研究所庶務部事業課

イ 提出先の所在地 江別市文京台東町42番地

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、イ、ウ、(2)、4の(1)、(3)及び5の(1)による。

北海道立教育研究所告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年3月11日

北海道立教育研究所長 西 村 守

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
北海道教育情報通信ネットワークシステムATM保守業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び保守仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成20年4月1日から9月30日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成20年北海道立教育研究所告示第8号に規定する北海道教育情報通信ネットワークシステムATM保守業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道立教育研究所庶務部事業課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所3階第2演習室
（送付による場合は、郵便番号 069-0834 江別市文京台東町42番地 北海道立教育研究所庶務部事業課）
- (2) 入 札 日 時 平成20年3月26日（水）午後3時30分（送付による場合は、平成20年3月25日（火）必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成20年 2月15日付け北海道立教育研究所告示第 2 号 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の 2 の(2)ア及び 3 の(1)による。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立教育研究所庶務部事業課 (2) 所 在 地 郵便番号 069－0834 江別市文京台東町42番地 電話番号 011－386－4511 10 Summary A. Nature and quantity of the services to be procured : a. Nature : Contract to maintain the ATM for the Hokkaido Education Information and Communication Network. b. Quantity : 1Set B. Bid tendering date and time : 3 : 30 P. M., March 26, 2008 (Mailed bids must arrive no later than March 25, 2008.) C. Contact : Negotiations Section, General Affairs Department, Hokkaido Education Research Institute. 42 Banchi, Higashi Machi, Bunkyo-dai, Ebetsu-shi, Hokkaido 069-0834 Japan. Phone : 011-386-4511	北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、北海道人事委員会（以下「人事委員会」という。）の権限に属する事務の議決及び委任に関し必要な事項を定めるものとする。 (会議の議決) 第2条 人事委員会の権限に属する事務のうち次条及び第 4 条の事務を除くものについては、人事委員会が別に定めるものを除き、人事委員会の会議の議決を要するものとする。 2 前項の人事委員会の会議の議決を要する事務を例示すると、おおむね別表第 1 のとおりである。 (委員長への委任) 第3条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関する事務は、人事委員会の委員長たる委員に委任する。 (事務局長への委任) 第4条 法第 6 条第 2 項、第 8 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、人事委員会の権限に属する事務のうち、別表第 2 に掲げる事項は、事務局長に委任する。 (委任の制限) 第5条 前 2 条の規定にかかわらず、重要又は異例な事務については、人事委員会の会議の議決を要するものとする。 附 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 北海道人事委員会の行う職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使の権限委任に関する規則（北海道人事委員会規則 2－4）及び北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則（北海道人事委員会規則 3－3）は廃止する。 3 この規則の施行の際、現にこの規則による廃止前の北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則第 2 条第57号の規定により人事委員会の承認を得て定めている事項は、別表第 2 の第59号の規定により人事委員会の承認を得て定めた事項とみなす。 別表第 1（第 2 条関係） 1 法第 6 条第 1 項の規定に基づき、北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則（北海道人事委員会規則 2－5）第 5 条に規定する人事委員会事務局の事務職員（以下「事務局職員」という。）のうち、主査以上の職にある者の任免（分限及び懲戒に関するものを除く。）並びに一般職に属する非常勤職員及び臨時的任用職員を除く事務局職員の分限処分及び懲戒処分を行うこと。 2 法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づく人事行政に関する事項の調査に関し、その
道 人 事 委 員 会 規 則 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則をここに公布する。 平成20年 3月11日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則 2－45	

基本方針を定めること。

- 3 法第8条第1項第3号の規定に基づき、人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び知事に意見を申し出ること。
- 4 法第8条第1項第5号、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、議会及び知事に報告及び勧告すること。
- 5 法第8条第1項第6号の規定に基づく職員の競争試験等の実施の計画及び基準を定めること。
- 6 法第8条第1項第8号の規定に基づく職員に対する給与の支払の監理について、実施計画を定めること。
- 7 法第8条第1項第9号及び第47条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- 8 法第8条第1項第10号及び第50条の規定に基づき、職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- 9 法第8条第5項の規定に基づき、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。
- 10 人事委員会の訓令、告示及び規則等の運用の定めを制定し、又は重要な改正を行うこと。
- 11 法第10条第1項の規定に基づき、委員長を選挙すること。
- 12 法第21条第1項の規定に基づき、競争試験ごとに任用候補者名簿を確定すること。
- 13 法第50条第2項の規定に基づき、不利益処分に関する不服申立て事案の審査に関する事務の一部を人事委員等に委任すること。
- 14 北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成9年北海道条例第9号。以下「倫理条例」という。）第17条第1号の規定に基づき、公務員倫理規則の制定又は改廃に関して、知事に意見を申し出ること。
- 15 倫理条例第17条第4号の規定に基づき、贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の審査を行うこと。

別表第2（第4条関係）

共通事項

- 1 通知、照会、回答等及びこれらの受理を行うこと（個別事項で定めるものを除く。）。
- 2 人事委員会規則等の運用について定める通知（以下「運用通知」という。）及び告示等を改正すること（法令、条例又は規則の改廃に伴い、当該法令、条例又は規

則の題名、条項又は用語を引用する規定の整理のみを行うなどの軽易な改正に限る。）。

- 3 人事委員会が保有する情報等の開示や広報等を行うこと。
- 4 運用通知等の規定において人事委員会の承認又は協議を要するとされている事務を処理すること。
- 5 事務局職員の人事評価、事務事業の評価その他の局務に関する具体的な取扱要綱又は実施方針等を定めること。
- 6 事務局職員（主査以上の職にある者を除く。）の任免（分限及び懲戒に関するものを除く。）並びに一般職に属する非常勤職員及び臨時的任用職員の分限処分及び懲戒処分を行うこと。
- 7 事務局職員を併職させること。
- 8 事務局職員の休暇及び勤務しないことについて承認すること。
- 9 事務局職員に対し、旅行を命ずること。
- 10 事務局職員に対し、時間外勤務及び休日勤務を命ずること。
- 11 事務局職員の勤務時間の割振り変更、週休日の振替等及び代休日の指定について承認すること。
- 12 事務局職員の職務に専念する義務を免除すること（課長以上の職にある者が、国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員の職又は団体等の役職員の地位を兼ねる場合を除く。）。
- 13 事務局職員が、営利企業等に従事することを許可すること。
- 14 事務局職員の職務の級及び号俸を決定すること。
- 15 事務局職員の研修を行うこと。
- 16 証人等に対し、旅行を依頼すること。
- 17 前各号の事務に準ずる定例的・定型的な事務を行うこと。

個別事項

- 1 北海道職員等の分限に関する規則（北海道人事委員会規則11－3）第2条及び職員の懲戒の手続及び効果に関する規則（北海道人事委員会規則11－4）第2条の規定に基づき、任命権者から通知された懲戒又は分限の権限委任に係る書面を受理すること。
- 2 北海道職員等の分限に関する規則第5条及び職員の懲戒の手続及び効果に関する規則第5条の規定に基づき、任命権者から送付された処分説明書の写しを受理すること。
- 3 職員からの苦情相談に関する規則（北海道人事委員会規則20－0。以下「苦情相談規則」という。）第3条第1項の規定に基づき、職員相談員を指名すること。

- 4 苦情相談規則第4条第1項の規定に基づき、職員相談員が行う指導、あっせんその他の必要な措置について指揮監督すること。
- 5 苦情相談規則第4条第2項の規定に基づき、苦情相談の処理を打ち切ること。
- 6 苦情相談規則第9条第1項の規定に基づき、情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うこと。
- 7 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第4条第2項ただし書の規定に基づき、特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りに係る任命権者からの協議を受けること。
- 8 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号）第5条第2項ただし書の規定に基づき、特別の形態によって勤務する必要がある学校職員の週休日及び勤務時間の割振りに係る北海道教育委員会からの協議を受けること。
- 9 法第53条第9項の規定に基づき、職員団体の規約及び登録申請書の記載事項の変更の届出を受理し、登録事項の変更を行うこと。
- 10 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第7条の規定に基づき、職員団体等からの規約の変更の届出を受理すること。
- 11 北海道職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（北海道人事委員会規則12－0）第2条第7号の規定に基づき、職務に専念する義務を特に免除される場合について認めること。
- 12 北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北海道条例第6号）第2条及び第3条の規定に基づき、人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況を知事に報告すること。
- 13 法第18条及び職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則6－0。以下「任用規則」という。）に基づく競争試験又は選考の実施のための必要事項を処理し、及び調査すること。
- 14 職員の職への任用に関し、次に掲げる事項を行うこと（職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6－6。以下「任用委任規則」という。）により任命権者に委任した事項を除く。）。
 - (1) 任用規則第7条、第8条又は第9条第3項に規定する職への選考による採用又は昇任及び同規則第9条第4項の規定に基づく承認等を行うこと。
 - (2) 任用規則第22条の規定による選考に合格したものとみなすこと。
- 15 任用規則第18条の規定に基づき、試験委員を委嘱すること。
- 16 任用規則第27条の規定に基づき、任用候補者を、名簿から削除すること。
- 17 任用規則第29条の規定に基づき、任用候補者の名簿への復活を行うこと。
- 18 任用規則第30条の規定に基づき、任用候補者の名簿を訂正すること。

- 19 法第21条及び任用規則第32条から第34条までの規定に基づき、任用候補者を提示し、又は通知すること。
- 20 任用規則第37条の規定に基づき、任用候補者の提示を延期すること。
- 21 任用委任規則第2条第2項の規定に基づく北海道警察官採用試験の合格者の決定に係る任命権者からの協議を受けること（試験の実施計画の決定についての協議を除く。）。
- 22 北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第4条第2項の規定に基づき、定年に達した職員を引き続き勤務させることができる期限を延長することについて承認すること。
- 23 職員の定年等に関する規則（北海道人事委員会規則6－11。以下「定年規則」という。）第5条の規定に基づき、勤務延長を行った職員を異動させることについて承認すること。
- 24 定年規則第7条の規定に基づく任命権者からの勤務延長の状況に係る報告を受理すること。
- 25 職員の任用の方法及び手続に関する規則施行規程（昭和61年北海道人事委員会告示第1号。以下「任用規則施行規程」という。）第5条の規定に基づき、選考結果を任命権者に通知すること。
- 26 任用規則施行規程第8条の規定に基づき、任用候補者を名簿から削除し、又は復活した旨を当該任用候補者に通知すること。
- 27 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号。以下「外国派遣条例」という。）第3条第2項及び第3項の規定に基づき、派遣期間の更新等について任命権者からの協議を受けること。
- 28 外国派遣条例第9条第2項の規定に基づき、職員の派遣の状況に係る報告を受理すること。
- 29 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第9条の規定に基づき、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等に係る報告を受理すること。
- 30 公益法人等派遣条例第19条の規定に基づき、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等に係る報告を受理すること。
- 31 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－280。以下「支給規則」という。）第15条第3項の規定に基づき、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿

並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当整理簿の様式について承認すること。

32 支給規則第24条第3号、第28条第1項（第29条の7第1項において準用する場合を含む。）又は第28条の2第2項の規定に基づき、期末手当に係る在職期間の通算等において職員等に準ずる者と認めるものについて承認すること。

33 支給規則別表第1第6号の規定に基づき、給与を減額しない場合について承認すること及びその承認を与える期間について定めること。

34 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405。以下「初任給等規則」という。）第9条各号の規定に基づき、在級年数として取り扱うことができる期間について承認すること。

35 初任給等規則第23条第3項の規定に基づき、職員を降格させた場合の号俸について承認すること。

36 初任給等規則第25条第1項第2号（第27条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、初任給基準を異にする異動をした職員の号俸について承認すること。

37 初任給等規則第42条の2の規定に基づき、外国派遣職員等の退職時の号俸について承認すること。

38 初任給等規則第43条の規定に基づき、職員の給料の決定に誤りがあった場合の訂正について承認すること。

39 初任給等規則附則第3項ただし書の規定に基づき、正規の試験以外の方法によって職員となった者等に係る級別資格基準表の適用の特例について承認すること。

40 初任給等規則附則第4項の規定に基づき、人事委員会の承認を得て定める基準等の暫定措置について承認すること。

41 初任給等規則別表第6カの研究職給料表初任給基準表の備考の規定に基づき、同表備考に掲げる学歴免許等の区分の適用について承認すること。

42 地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-1107）第5条第7号の規定に基づく地方公社等に準ずる法人について承認すること。

43 通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-284。以下「通勤手当規則」という。）第10条、第15条又は第16条第2号の規定に基づく通勤が困難であるものについて承認すること。

44 通勤手当規則第11条、第14条又は第16条第2号の規定に基づく特別急行列車等を利用する経路に変更が生じないときの転居後の住居に準ずる住居について承認すること。

45 単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）第5条第2項第1号から第5号まで（同項第7号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づく職務の遂行上住居を移転せざるを得ない職員又は職務の遂行上住居

を移転して配偶者等と同居することができない職員について承認すること。

46 北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-29）第8条第2項の規定に基づき、特殊勤務手当支給実績簿の様式について承認すること。

47 特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7-357）第2条及び第3条の規定に基づく特地部局及びその級別区分の定めのうち、臨時的に置かれるものについて定めること（特地部局等の指定基準の改正に伴い行うもの及び特地部局等の所在地における生活環境等の実情に著しい変更があった場合に行うものを除く。）。

48 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第12条の3第1項及び北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第14条の3第1項の規定に基づく準特地部局について指定すること（特地部局等の指定基準の改正に伴い行うもの及び特地部局等の所在地における生活環境等の実情に著しい変更があった場合に行うものを除く。）。

49 へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-98）第3条及び第9条の規定に基づき、へき地学校及びその級別、へき地学校に準ずる学校又は特別の地域に所在する学校について指定すること（第12条第1項本文に規定するおおむね6年ごとに行うもの及び同項ただし書に規定するへき地条件に著しい変更があった場合に行うものを除く。）。

50 宿日直手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-285）第2条の2第3項第1号及び第3号の規定に基づき、特殊な業務を行う宿日直に係る業務又は機関について指定すること。

51 北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号。以下「旅費条例」という。）第3条第7項の規定に基づく喪失に係る旅費を支給することができる事情について定めること。

52 旅費条例第37条第2項の規定に基づき、条例の規定による旅費により旅行することが困難である場合の旅費の支給について任命権者からの協議を受けること。

53 北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7-6）第14条の規定に基づき、旅行命令簿等又は旅費請求書の記載事項又は様式について承認すること。

54 北海道職員等の日額旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-180）第9条の規定に基づき、規則により難い特別の事情がある場合の定めについて任命権者からの協議を受けること。

55 船員等の旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-85。以下「船員等旅費規則」という。）第5条の規定に基づき、支度料の支給額について任命権者からの協議を受けること。

- 56 船員等旅費規則別表第2に規定する第2区、第3区及び第4区に係る船員食卓料について定めること。
- 57 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則（北海道人事委員会規則16－0。以下「外国派遣規則」という。）第3条第1項第2号の規定に基づき、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員に係る派遣期間中の給与の支給割合について任命権者からの協議を受けること。
- 58 外国派遣規則第3条第3項の規定に基づき、同条第1項第2号の規定に基づく支給割合が定められるまでの間における個別の給与の支給割合について任命権者からの協議を受けること。
- 59 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める事項

道 人 事 委 員 会 訓 令

北海道人事委員会訓令第1号

庁 中 一 般

北海道人事委員会事務決裁規程を次のように定める。

平成20年3月11日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会事務決裁規程
(趣旨)

第1条 北海道人事委員会（以下「人事委員会」という。）の委員長たる委員（以下「人事委員長」という。）及び事務局の事務職員における事務の決裁及び専決等については、別に定めるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 人事委員会の権限に属する事務の委任を受けた者（以下「受任者」という。）の権限に属する事務について、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 人事委員会又は受任者の権限に属する事務について、常時これらの者に代わって決裁することをいう。

(決裁事項)

第3条 人事委員長及び事務局長は、次に掲げる事項をそれぞれ決裁する。

- (1) 人事委員長 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則2－45。以下「委任等規則」という。）第3条に基づき委任された

事務

- (2) 事務局長 委任等規則第4条に基づき委任された事務（同規則別表第2に掲げる事項）

(専決事項)

第4条 人事委員長、事務局長、事務局次長、課長及び主幹は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項をそれぞれ専決することができる。

- (1) 人事委員長 委任等規則第2条第1項で定める会議の議決を要する事務のうち、別表第1に掲げる事項（ただし、緊急に施行を要する場合又は施行までの間に人事委員会の会議を開催することができない場合に限る。）
- (2) 事務局長 第3条第1号で人事委員長が決裁することとされた事務のうち、別表第2に掲げる事項
- (3) 事務局次長 事務局長が決裁することができる事項のうち、あらかじめ事務局長が指定する事項
- (4) 課長 第3条の各号で人事委員長又は事務局長が決裁することとされた事務のうち、別表第3に掲げる事項
- (5) 主幹 課長が専決することができる事項のうち、あらかじめ課長が指定する事項（類推専決）

第5条 前条第2号から第5号までに規定する専決事項以外の事務であっても、これらの規定による専決事項に類すると認められる事務については、当該各号の規定の例によりそれぞれ適宜専決することができる。

(専決の制限)

第6条 第4条の規定による専決事項であっても、重要又は異例に属すると認められる事項については、これらの規定にかかわらず、人事委員会の会議の議決又は上司の決裁を受けなければならない。

(専決後の措置)

第7条 専決をする者は、専決した事項のうち、その処理について人事委員会又は上司から指示を受けたものその他必要と認めるものについては、専決事項の概要を人事委員会又は上司に報告しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年3月11日から施行する。
- 2 北海道人事委員会事務局専決規程（平成3年北海道人事委員会訓令第1号）は廃止する。

別表第1（第4条第1号関係）

- 1 人事委員会事務局の事務職員（一般職に属する非常勤職員及び臨時的任用職員を含む。以下「事務局職員」という。）のうち、主査以上の職にある者の任免（分限

及び懲戒に関するものを除く。)を行うこと。

別表第2（第4条第2号関係）

- 1 労働基準監督機関の職権行使の対象となる道の事業所について、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1各号の号別の区分を決定すること。
- 2 労働基準監督機関の職権行使等に関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第7項の規定に基づき、人事行政に関する技術的及び専門的な知識、資料その他の便宜の授受を目的とした協定を国の機関との間で締結すること。

別表第3（第4条第4号関係）

課長の共通専決事項

（委任等規則別表第2の共通事項関係）

- 1 軽易な通知、照会、回答等及びこれらの受理を行うこと。
- 2 人事委員会規則等の運用について定める通知の規定において人事委員会の承認又は協議を要するとされている事務を処理すること（軽易なものに限る。）。
- 3 広報を行うこと。
- 4 所属職員の休暇及び勤務しないことについて承認すること。
- 5 所属職員に対し、旅行を命ずること。
- 6 所属職員に対し、時間外勤務及び休日勤務を命ずること。
- 7 所属職員に対し、勤務時間の割振り変更、週休日の振替等及び代休日の指定について承認すること。
- 8 所属職員の職務に専念する義務を免除すること（国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員の職又は団体等の役職員の地位を兼ねる場合を除く。）。
- 9 証人等に対し旅行を依頼すること。
- 10 公文書の開示等に関する決定、通知等を行うこと。

総務審査課長専決事項

（委任等規則別表第2の共通事項関係）

- 1 事務局職員のうち、一般職に属する非常勤職員及び臨時的任用職員の任免（分限及び懲戒に関するものを除く。）を行うこと。
- 2 事務局職員に対し、被服を貸与すること。
- 3 事務局職員（課長以上の職にある者を除く。）が、国家公務員若しくは他の地方

公共団体の公務員の職又は団体等の役職員の地位を兼ねる場合の職務に専念する義務を免除すること。

- 4 前項の者が、営利企業等に従事することを許可すること。
- 5 事務局職員の研修を行うこと。
- 6 事務局職員の履歴事項その他身分に関する証明をすること。
- 7 庁中管理及び乗用自動車の運行管理等に関すること。

（委任等規則第3条関係）

- 8 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）及びゴンドラ安全規則（昭和47年労働省令第35号）に基づく次に掲げる事務
 - (1) 落成検査、性能検査、変更検査及び使用再開検査の実施に関すること。
 - (2) 設置届及び変更届並びに設置報告書、休止の報告の処理に関すること。
 - (3) 検査証の再交付、書替及び返還に関すること。

任用課長専決事項

（委任等規則別表第2の個別事項第18号関係）

- 1 任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則6-0）第30条の規定に基づき、任用候補者の名簿を訂正すること。

（委任等規則別表第2の個別事項第24号関係）

- 2 職員の定年等に関する規則（北海道人事委員会規則6-11）第7条の規定に基づき、任命権者からの報告を受理すること。

（委任等規則別表第2の個別事項第28号関係）

- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第9条第2項の規定に基づき、職員の派遣状況に係る報告を受理すること。

給与課長専決事項

（委任等規則別表第2の個別事項第31号関係）

- 1 給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280。以下「支給規則」という。）第15条第3項の規定に基づき、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当整理簿の様式について承認すること。

(委任等規則別表第2の個別事項第46号関係)

- 2 北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-29）第8条第2項の規定に基づき、特殊勤務手当支給実績簿の様式について承認すること。

(委任等規則別表第2の個別事項第53号関係)

- 3 北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7-6）第14条の規定に基づき、旅行命令簿等又は旅費請求書の記載事項又は様式について承認すること。

